

情報公開審査会答申第 611 号の概要

件名	特定の県立高等学校における生徒の健康調査票等一部非公開の件（諮問第 678 号）		
請求文書の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定日に実施された医師による検診（以下「本件健康診断」という。）に際して行われた在校生の健康調査の調査票（以下「本件在校生調査票」という。）及び専門医による診断基準（以下「本件診断基準」という。）。</li> <li>・ 特定時期に卒業した卒業生への健康調査の回答調査票（以下「本件卒業生調査票」という。）及びその後の具体的な診察の対処資料の全て（以下「本件卒業生対処資料」という。）。</li> <li>・ 特定期間において、特定場所で行われた特定検査（以下「本件特定検査」という。）の記録及びその場所の使用の有無について、不使用の時はその期間が記載された文書（以下「本件教室使用文書」という。）。</li> </ul>		
請求年月日	平成 26 年 5 月 16 日	諾否決定年月日	平成 26 年 6 月 27 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（神奈川県立高等学校）
非公開根拠項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	<p>1 本件在校生調査票及び本件卒業生調査票について</p> <p>(1) 決定時の判断について</p> <p>ア 生徒の氏名及び番号については、その調査票を書いた生徒を個別に特定し又は特定しうる情報として非公開とした。</p> <p>イ 学年及び組の情報は、直接個人を特定する情報でないが、情報の絞込みが可能となり、その他の情報と照らして個人の特定につながるおそれがあるものと考え非公開とした。</p> <p>ウ 症状等について具体的に記述する欄及び医師の所見を記述する欄については、生徒自身の心身の状況等について記している箇所が多々あることなどから、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある情報と考え非公開とした。</p> <p>(2) 前回の答申（平成 26 年 9 月 24 日答申第 591 号、以下「前回答申」という。）を受けてからの本件処分について</p> <p>学年、組の公開はやむを得ないが、調査票の表の欄内に記述された情報について、前回の請求対象の調査票と異なり、今回の請求対象の調査票の表の欄内には心身の状況に関する記述が多く、公開すると当該個人の権利利益を侵害するおそれがあると考え、この時点では変更決定を行わなかった。</p> <p>2 本件診断基準について</p> <p>臨時健康診断マニュアル中に専門医を受診するという一般的な記載はあったが、症状ごとの対処方法のような具体的な記載はなかった。本件健康診断は、医師会から派遣された医師が行っており、当該医師に聞けば診断基準について分かるかもしれないが、本校として診断基準を取得していたかは分からない。</p> <p>なお、ファイル基準表による健康診断の保存期間は 5 年であり、保存期間を満了している。</p> <p>3 本件卒業生対処資料について</p> <p>本件卒業生調査票に症状の記述を行った者について継続して調査した調査票等の文書や専門医の受診を案内した文書は見当たらなかった。</p> <p>なお、ファイル基準表による健康診断の保存期間は 5 年であり、保存期間を満了している。</p> <p>4 本件特定検査の記録について</p> <p>本件特定検査の対象とされた期間において、本件特定検査の対象とされた場所では特定 1 年度に 3 回実施しており、本件特定検査の記録は既に公開した 3 回分のみである。</p> <p>5 本件教室使用文書について</p> <p>請求対象の期間より前に、使用を再開する旨を記載した文書が存在し、その後は、教室は使用されていたため、使用の有無に係る文書は存在しない。</p>		
不服申立年月日	平成 26 年 8 月 27 日		

<p>不服申立ての趣旨</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件在校生調査票及び本件卒業生調査票については、異議申立て後に前回答申が出されたため、この内容に沿って公開を求めるつもりでいた。しかし、平成 27 年 4 月、教育委員会が裁判所に証拠書類として提出した特定病院の医師の所見では、症状の情報が公開されている。教育委員会が方針を変えたので、調査票の表の欄内だけでなく、欄外に記載された情報についても、ひとくくりでなく個別に非公開が妥当か否か審査会で判断していただきたい。</li> <li>2 本件診断基準については、専門医でない医師が診察するのに必要である。教育委員会で作成したマニュアルには記載がなく、特定団体の発行する雑誌に掲載された他の自治体に関する記事で、旧厚生省による診断基準の存在を知った。他の自治体が知っているのに、教育委員会が知らないというのはおかしい。</li> <li>3 本件卒業生対処資料に関して、在校生やその保護者の中に、専門医の受診を希望するものが多く、高校に講演に来てくれた世界的に診療実績のある医師への受診を勧めたので、卒業生へも受診を促すはずであり、不存在というのは無責任である。</li> <li>4 本件特定検査の記録に関して、数回開催された保護者説明会のうちいずれかで、改修工事後も定期的に検査を実施すると説明があったはずだが、特定 1 年度のみ 3 回実施し、他年度に実施していないのはおかしい。</li> <li>5 本件教室使用文書に関して、本件特定検査を実施しているにも関わらず、資料が存在しないことに疑問を感じる。</li> </ol>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成 26 年 9 月 2 日（受理）</p>
<p>審査会の結論</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施機関は、特定の県立高等学校で行われた在校生に係る健康調査の調査票のうち、生徒の学年、組及び表の欄内に記述された情報（個人の心身の状況の情報を除く。）を、公開すべきである。</li> <li>2 実施機関は、特定の県立高等学校で行われた特定時期に卒業した卒業生への健康調査の調査票のうち、在籍時の組を、公開すべきである。</li> <li>3 実施機関は、特定検査の対象とされた場所に係る教室の使用の有無について示した文書について、当該教室の使用を再開した旨を記載した文書を請求対象文書として特定すべきである。</li> <li>4 実施機関が、公開又は一部公開したもの以外の行政文書（上記 3 を除く。）を不存在として、公開を拒んだことは、妥当である。</li> </ol>
<p>審査会の判断理由</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件在校生調査票及び本件卒業生調査票のうち症状の記述があるものについて       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本件在校生調査票は、本件健康診断時に本件学校に在籍する生徒を対象に、本件卒業生調査票は、卒業生を対象に、それぞれ実施されたアンケート方式の健康についての調査票であり、これには学年、組、番号、氏名を記入する欄（以下「氏名等記入欄」という。）、表形式で身体の症状を感じた場所、時期、その強さ等を調査時点と過去の特定時点について記述する欄（以下「調査票本文」という。なお、過去の特定時点についての記述は、本件在校生調査票のみに存在する。）、その他の症状等について具体的に記述する欄（以下「自由記述欄」という。）及び医師の所見を記述する欄（以下「医師所見欄」という。なお、これは本件在校生調査票のみに存在する。）とで構成されている。</li> <li>(2) 氏名等記入欄のうち、生徒の氏名及び番号は特定の個人が識別されるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。学年、組については、その情報のみをもって個人が識別され得るとはいえず、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえないことから、同号本文に該当しないと判断する。</li> <li>(3) 調査票本文は、身体の症状があらかじめ類型として 11 項目挙げられており、それぞれの種類の症状の有無や時期、強さ、症状を感じた場所について○印を入れたり、記述したりする表形式のアンケートとなっている。調査票本文中非公開とされている箇所は、生徒の心身の状況や、それ以外の情報が記述されており、同号本文の該当性が問題となる。 生徒の心身の状況以外の情報について、審査会が確認したところ、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別できるものとはいえず、また、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとまではいえないことから、条例第 5 条第 1 号本文に該当しないと判断する。</li> </ol> </li> </ol>

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>(4) 調査票本文中生徒が自筆で具体の心身の状況を記述した部分、自由記述欄に生徒又は医師が自筆で生徒の心身の状況を記述した部分及び医師所見欄に医師が自筆で生徒の心身の状況を記述した部分は、仮に氏名等個人を識別する情報を伏せたとしても、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。</p> <p>(5) 前記(2)及び(4)で条例第5条第1号本文に該当すると判断した個人情報、「法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職及び当該職務遂行の内容にかかる情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。</p> <p>2 本件診断基準について 本件診断基準は、医師が用いるものであるため、学校として保有していなくても不自然とはいえない。仮に本件健康診断が行われた当時学校が保有していたとしても、5年の保存期間が満了している請求時点において、本件診断基準は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。</p> <p>3 本件卒業生調査票のうち症状の記述がないものについて 本件卒業生調査票のうち症状の記述がないものは、卒業生を対象としたものであり、問題がないため、5年の保存期間が満了し廃棄したとしても不自然とはいえないことから、本件卒業生調査票のうち症状の記述がないものは存在しないとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。</p> <p>4 本件卒業生対処資料について 実施機関が、既に進学や就職をして本件学校とは別の組織に所属している卒業生に対して、在校生と同様に、専門医を受診させる等の対処措置を行うことの必然性は乏しいことに鑑みれば、本件卒業生対処資料は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。</p> <p>5 本件特定検査の記録について 本件特定検査の対象とされた期間より前に、本件特定検査の対象とされた場所に係る教室について、検査を実施した上で安全を確認し、使用を再開しているという経緯からすると、本件特定検査の対象の期間中に改めて検査を実施する必要性は低いと認められる。そのため、本件特定検査の記録は公開された文書以外には存在しないとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。</p> <p>6 本件教室使用文書について 前記5のとおり、本件特定検査の対象とされた期間より前に、本件特定検査の対象とされた場所に係る教室の使用を再開する旨を記載した文書が出され、その後は、継続して使用されていると認められることから、教室の使用を再開する旨を記載した文書を本件教室使用文書として特定すべきである。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成28年1月22日(答申第611号)</p>

答申第 611 号

平成 28 年 1 月 22 日

神奈川県教育委員会  
委員長 具志堅 幸司 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 西谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 26 年 8 月 29 日付けで諮問された特定の県立高等学校における生徒の健康調査票等一部非公開の件（諮問第 678 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

- (1) 実施機関は、特定の県立高等学校で行われた在校生に係る健康調査の調査票のうち、生徒の学年、組及び表の欄内に記述された情報（個人の心身の状況の情報を除く。）を、公開すべきである。
- (2) 実施機関は、特定の県立高等学校で行われた特定時期に卒業した卒業生への健康調査の調査票のうち、在籍時の組を、公開すべきである。
- (3) 実施機関は、特定検査の対象とされた場所に係る教室の使用の有無について示した文書について、当該教室の使用を再開した旨を記載した文書を請求対象文書として特定すべきである。
- (4) 実施機関が、公開又は一部公開したもの以外の行政文書（上記（3）を除く。）を不存在として、公開を拒んだことは、妥当である。

## 2 異議申立てに至る経緯

- (1) 異議申立人は神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成26年5月16日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、特定の県立高等学校（以下「本件学校」という。）における次の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
  - ア 特定日に実施された医師による検診（以下「本件健康診断」という。）に際して行われた在校生の健康調査の調査票（以下「本件在校生調査票」という。）及び専門医による診断基準（以下「本件診断基準」という。）。
  - イ 特定時期に卒業した卒業生への健康調査の回答調査票（以下「本件卒業生調査票」という。）及びその後の具体的な診察の対処資料の全て（以下「本件卒業生対処資料」という。）。
  - ウ 特定期間において、特定場所で行われた特定検査（以下「本件特定検査」という。）の記録及びその場所の使用の有無について、不使用の時はその期間が記載された文書（以下「本件教室使用文書」という。）。
- (2) 本件請求に対し、教育委員会は、平成26年6月27日付けで、次のとおり一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
  - ア 本件在校生調査票のうち個人の氏名、学年、組、番号、症状等について

具体的に記述する欄及び医師の所見を記述する欄については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されることから非公開とした。

また、本件診断基準について、保存期間（５年）満了のため、不存在とした。

イ 本件卒業生調査票のうち症状の記述がないもの及び本件卒業生対処資料については、保存期間（５年）満了のため、不存在とした。

また、本件卒業生調査票のうち症状の記述があるものについて、個人の氏名、組、番号及び症状等について具体的に記述する欄は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されることから非公開とした。

ウ 本件特定検査の記録については全て公開した。

また、本件教室使用文書については、当初から作成しておらず、不存在とした。

(3) 異議申立人は、平成26年8月27日付けで、教育委員会に対し、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分を取消しを求めるとする趣旨の異議申立てを行った。

### 3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件在校生調査票及び本件卒業生調査票については、異議申立て後に前回の答申（平成26年9月24日答申第591号、以下「前回答申」という。）が出されたため、この内容に沿って公開を求めるつもりでいた。しかし、平成27年4月、教育委員会が裁判所に証拠書類として提出した特定病院の医師の所見では、症状の情報が公開されている。教育委員会が方針を変えたので、調査票の表の欄内だけでなく、欄外に記載された情報についても、ひとくくりでなく個別に非公開が妥当か否か審査会で判断していただきたい。

(2) 本件診断基準については、専門医でない医師が診察するのに必要である。教育委員会で作成したマニュアルには記載がなく、特定団体の発行する雑誌に掲載された他の自治体に関する記事で、旧厚生省による診断基準の存在を知った。他の自治体が知っているのに、教育委員会が知らないというのはおかしい。

- (3) 本件卒業生対処資料に関して、在校生やその保護者の中に、専門医の受診を希望するものが多く、高校に講演に来てくれた世界的に診療実績のある医師への受診を勧めたので、卒業生へも受診を促すはずであり、不存在というのは無責任である。
- (4) 本件特定検査の記録に関して、数回開催された保護者説明会のうちいずれかで、改修工事後も定期的に検査を実施すると説明があったはずだが、特定1年度のみ3回実施し、他年度に実施していないのはおかしい。
- (5) 本件教室使用文書に関して、本件特定検査を実施しているにも関わらず、資料が存在しないことに疑問を感じる。

#### 4 実施機関（特定の神奈川県立高等学校）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

##### (1) 本件在校生調査票及び本件卒業生調査票について

###### ア 決定時の判断について

- (ア) 生徒の氏名及び番号については、その調査票を書いた生徒を個別に特定し又は特定しうる情報として非公開とした。
- (イ) 学年及び組の情報は、直接個人を特定する情報でないが、情報の絞込みが可能となり、その他の情報と照らして個人の特定につながるおそれがあるものと考え非公開とした。
- (ウ) 症状等について具体的に記述する欄及び医師の所見を記述する欄については、生徒自身の心身の状況等について記している箇所が多々あることなどから、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある情報と考え非公開とした。

###### イ 前回答申を受けてからの本件処分について

学年、組の公開はやむを得ないが、調査票の表の欄内に記述された情報について、前回の請求対象の調査票と異なり、今回の請求対象の調査票の表の欄内には心身の状況に関する記述が多く、公開すると当該個人の権利利益を侵害するおそれがあると考え、変更決定を行わなかった。

##### (2) 本件診断基準について

臨時健康診断マニュアル中に専門医を受診するという一般的な記載は

あったが、症状ごとの対処方法のような具体的な記載はなかった。本件健康診断は、医師会から派遣された医師が行っており、当該医師に聞けば診断基準について分かるかもしれないが、本校として診断基準を取得していたかは分からない。

なお、ファイル基準表による健康診断の保存期間は5年であり、保存期間を満了している。

(3) 本件卒業生対処資料について

本件卒業生調査票に症状の記述を行った者について継続して調査した調査票等の文書や専門医の受診を案内した文書は見当たらなかった。

なお、ファイル基準表による健康診断の保存期間は5年であり、保存期間を満了している。

(4) 本件特定検査の記録について

本件特定検査の対象とされた期間において、本件特定検査の対象とされた場所では特定1年度に3回実施しており、本件特定検査の記録は既に公開した3回分のみである。

(5) 本件教室使用文書について

本件請求の指定期間より前に、本件特定検査の対象の場所として特定された教室の使用を再開する旨を記載した文書が存在し、その後は、継続して使用されているため、使用の有無を示す文書は作成していない。

## 5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は異議申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて、次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。



ア 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすると規定している。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開すると規定している。

(3) 本件在校生調査票及び本件卒業生調査票のうち症状の記述があるものについて

ア 本件在校生調査票は、本件健康診断時に本件学校に在籍する生徒を対象に、本件卒業生調査票は、卒業生を対象に、それぞれ実施されたアンケート方式の健康についての調査票であり、これには学年、組、番号、氏名を記入する欄（以下「氏名等記入欄」という。）、表形式で身体の症状を感じた場所、時期、その強さ等を調査時点と過去の特定時点について記述する欄（以下「調査票本文」という。なお、過去の特定時点についての記述は、本件在校生調査票のみに存在する。）、その他の症状等について具体的に記述する欄（以下「自由記述欄」という。）及び医師の所見を記述する欄（以下「医師所見欄」という。なお、これは本件在校生調査票のみに存在する。）とで構成されている。

イ 氏名等記入欄のうち、生徒の氏名及び番号は特定の個人が識別されるため、同号本文に該当すると判断する。学年、組については、その情報のみをもって個人が識別され得るとはいえず、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえないことから、同号本文に該当しないと判断する。

ウ 調査票本文は、身体の症状があらかじめ類型として11項目挙げられており、それぞれの類型の症状の有無や時期、強さ、症状を感じた場所について○印を入れたり、記述したりする表形式のアンケートとなっている。調査票本文中非公開とされている箇所は、生徒の心身の状況や、それ以外の情報が記述されており、同号本文の該当性が問題となる。

生徒の心身の状況以外の情報について、審査会が確認したところ、容易

に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別できるものとはいえ、また、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとまではいえないことから、条例第5条第1号本文に該当しないと判断する。

エ 調査票本文中生徒が自筆で具体の心身の状況を記述した部分、自由記述欄に生徒又は医師が自筆で生徒の心身の状況を記述した部分及び医師所見欄に医師が自筆で生徒の心身の状況を記述した部分は、仮に氏名等個人を識別する情報を伏せたとしても、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

オ 前記イ及びエで条例第5条第1号本文に該当すると判断した個人情報とは、「法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職及び当該職務遂行の内容にかかる情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

#### (4) 本件診断基準について

本件診断基準は、医師が用いるものであるため、学校として保有していなくても不自然とはいえない。仮に本件健康診断が行われた当時学校が保有していたとしても、5年の保存期間が満了している請求時点において、本件診断基準は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。

#### (5) 本件卒業生調査票のうち症状の記述がないものについて

本件卒業生調査票のうち症状の記述がないものは、卒業生を対象としたものであり、問題がないため、5年の保存期間が満了し廃棄したとしても不自然とはいえないことから、本件卒業生調査票のうち症状の記述がないものは存在しないとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。

#### (6) 本件卒業生対処資料について

実施機関が、既に進学や就職をして本件学校とは別の組織に所属している

卒業生に対して、在校生と同様に、専門医を受診させる等の対処措置を行うことの必然性は乏しいことに鑑みれば、本件卒業生対処資料は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。

(7) 本件特定検査の記録について

本件特定検査の対象とされた期間より前に、本件特定検査の対象とされた場所に係る教室について、検査を実施した上で安全を確認し、使用を再開しているという経緯からすると、本件特定検査の対象の期間中に改めて検査を実施する必要性は低いと認められる。そのため、本件特定検査の記録は公開された文書以外には存在しないとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。

(8) 本件教室使用文書について

前記(7)のとおり、本件特定検査の対象とされた期間より前に、本件特定検査の対象とされた場所に係る教室の使用を再開する旨を記載した文書が出され、その後は、継続して使用されていると認められることから、教室の使用を再開する旨を記載した文書を本件教室使用文書として特定すべきである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 26 年 9 月 2 日	○ 諮問（受理）
9 月 17 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
10 月 8 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
10 月 10 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
10 月 29 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 27 年 7 月 23 日 （第 150 回部会）	○ 審議
8 月 17 日	○ 指名委員により異議申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
8 月 27 日 （第 151 回部会）	○ 審議
9 月 15 日 （第 152 回部会）	○ 審議
10 月 22 日 （第 153 回部会）	○ 審議
11 月 26 日 （第 154 回部会）	○ 審議
12 月 24 日 （第 155 回部会）	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関 東 学 院 大 学 教 授	部 会 員
市 川 統 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者
遠 矢 登	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成 28 年 1 月 22 日現在) (五十音順)